

教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年5月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター(元気館) 2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和5年5月30日(火) 1日間 至 令和5年5月30日(火)			
出席者数	委員 5名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委員 樋口 潔 委員 佐々木 和代		委員 岡田 三栄子 委員 酒井 英隆	
欠席委員				
説明者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 社会教育課主幹 加藤 晴彦 総括指導主事 高岡 弘安			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔	
その他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第6号 専決専決処分の承認を求めることについて 令和4年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)	承認可決
	議案第7号 専決専決処分の承認を求めることについて 城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事請負契約の締結について 令和5年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)	承認可決
	議案第8号 与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について	承認可決
	議案第9号 与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・なし
報告事項	報告第4号 与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
そ の 他	報告第5号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度問題事象・不登校の状況について ・ 学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年5月30日 午後9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター（元気館）2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和5年度第3回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、4月5日に開催いたしました令和5年度第1回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、4月27日に開催いたしました令和5年度第2回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

[岡田委員]

文言の整理を少しお願いしました。

[樋口委員]

私の発言の中で文言の訂正と整理をしたい部分がありましたので、事務局にお願いしました。内容としては大きく変わるものではありません。よろしくお願いたします。

[佐々木委員]

削除させていただいた部分があります。内容は変わらないです。

[酒井委員]

12ページですが、私の発言の一番下から4行目、学校の部分と認定こども園の部分は、推進委員会から離れたので、と書いてあります。学校の部分はそのままが良いのですが、認定こども園の部分は、教育委員会の所管を離れたからという意味で申し上げたと思っています。子ども園の部分は、分けさせていただければと思います。よろしくお願いします。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

今月12日は丹後地方教育委員会連合会定期総会へのご出席、お忙しい中を誠にありがとうございました。そして、本日は第3回の教育委員会会議にお集まりいただきましたこと、感謝を申し上げます。

昨日より雨模様が続いていますが、西日本、近畿地方は早くも梅雨に入りました。5月に梅雨入りというのは10年ぶりということです。去年は御記憶があるかとも思いますが、6月14日に梅雨入りし6月28日には明けるとい、わずか2週間という観測史上最も短い梅雨でございました。そして梅雨明けからは、熱中症警戒アラートの発表が続くという猛暑・炎暑が続きました。

この時期になると、いつも噛みしめる言葉に「天災は忘れた頃にやってくる」という有名なものがあります。これは大正から昭和初期に物理学者・随筆家として活躍した寺田寅彦の言葉とされています。まだ記憶に新しい今から5年前の2018年7月の平成史上最悪と言われた西日本豪雨被害以後も、毎年のように全国各地で大きな自然災害が発生しています。私自身は寺田寅彦のあの言葉は、もはや違うかなと思っています。「天災は忘れた頃ではなく」「明日そして今やってくる」という覚悟と備えを必要とする時代を私たちは生きているのだと痛感しています。今年には災害がないこと、せめて災害が少ないことを切に願っております。いずれにしても、豪雨、台風の襲来や雷雨などによる天候急変、さらには熱中症への心配というように、園児・児童生徒の安心安全・命に係わる心配が増える時期が来たと身の引き締まる思いでございます。

さて、感染法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同等の5類に移行して3週間が経過しましたが、何が違って、何が変わらないのか、私たちは何を変えて、何を変えていないのか…当たり前のことですが、まだまだ先が見えない状況にあると思います。今と1年前とを比べて見るのですが、レジュメにも記していますが、日々の公表が最後となった5月7日の時点で、日本の罹患者は人口の約27%と公表されている数字から推測ができ、京都府も同じく公表されている数字から約27%と推測され、与謝野町もほぼ同程度と推測され、仮に25%、すなわち4人に1人が罹患したと推測すれば、与謝野町の人口の25%は約5000人となります。ちなみに1年前の5月15日の与謝野町の罹患者の累計は430人、人口での割合は2%でした。いかに、この1年間、第6波から8波までの感染拡大が厳しかったかを再確認することができます。

話を8日以降に戻しますが、子どもたちのマスクの状況は如何でしょうか…出勤途上に児童の登校風景を見ますが、子どもたちも、そして集合場所で交通指導をしていただい

る保護者も少しづつですがマスクを外す方が増えてきたような感じがいたします。8日以降には、もう少し状況が大きく変わるかと思っておりましたが、やはりコロナ禍3年間の重み、コロナ禍3年間で習慣化されたことを変えることには、個人としてもそれなりの決心そして時間が必要なものになってしまったと感じています。

1年前には夏を前にして、マスク着用について熱中症予防で登下校時は外しましょうと呼びかけていました。これは今年も同様のものかと思えますし、小学校では運動会が行われました。これらを機会として、感染予防を基準とした個人判断ができるように教えていくことも必要なことと思えます。

続いて、園、学校においては、今までと同様に感染予防に留意しながらという当たり前の前提を踏まえながら、順調かつ適切に教育活動を進めていただいております。こども園の親子遠足や交通教室、結果の資料を用意しました中学校の昨年に引き続いて開催された阿蘇海一周マラソン大会や若丹中学校バレーボール大会、連盟会長杯野球大会そして小学校の運動会が開催されています。そして現在、加悦中学校と江陽中学校に続いて橋立中学校の東京方面への修学旅行中です。6月に入りますと小学校の修学旅行が予定されています。なお、参観をお世話になりました小学校の運動会につきまして、お気づきになられたことやご感想をこの後にいただければと願います。

このように諸行事を含めて平常に戻り順調に教育活動が進んでいくことは良いことなのですが、進み始めると見えてくる、懸念されるのが、その流れ・スピードについていけない子どもたちの存在かと思えます。運動が苦手な子、集団活動が苦手な子、静かな給食時間の方が好きな子にとって、言うならばコロナ禍の生活の方が無理がなかった子どもたちが無理をしなければならぬ、今まで以上のストレスを感じるようになります。

以前、コロナ禍2年目の秋に委員の皆様にお話ししたことがある京都新聞に掲載された記事、ある大学の先生が、阪神大震災や東日本大震災では子どものストレスは2、3年後に噴出したとし、「今後、不登校もいじめも増える可能性がある」と指摘されていました。このことも改めて肝に命じておきたいと思えます。

また、これも過日の校園長会議で話したことになりますが、最近、石川県能登地方そして千葉県南部で大きな地震が続きました。これからの季節、豪雨、落雷そして台風などの自然災害が心配されますし、先月の13日には北海道に登校時間帯に北朝鮮のミサイル発射に対する陸地への着弾の可能性を含めたJアラートが発令されました。このような自然災害や不測の事態が起きた際に最も子どもたちが困る、現実的な危険に晒されるのが登校時間帯ではないかと思えます。子どもたちには危険が感じられるときに、危機に迫ったときに、助けを求めれる、行動判断できるよう教えておくことが必要な時代であり、残念ながら必要な社会情勢であると話しました。

もう一つ校園長会議で話したことに大阪万国博覧会のことがございます。ご承知のとおりレジュメにあるような内容で開催される訳ですが、22世紀、未来社会を生きる子どもたちにとっては、見て、感じて、想像して、学ぶ場であると考えます。少し先のことになりませんが、見学の場をどのように実現・保障できるのか、しっかりと検討できればと思えます。

最後、その他になりますが、明日は京都府市町村教育委員会連合会定期総会が京都府総合教育センターで開催されます。委員の皆様には誠に忙しい中をご無理を申しますが、何卒よろしく願いいたします。同日は酒井委員が京都府市町村教育委員会連合会より表彰をお受けになられます。誠にめでたうございます。なお、酒井委員は所用によりご欠席されますので、6月の会議の場にてご披露・伝達表彰をさせていただければと願います。

また、本日は審議・報告事項が終わり次第、学校等の適正規模適正配置に関する基本方針についての意見交換の時間を可能な限りとりたく思います。

こちらにおられます岡田委員が6月30日で町の方の教育委員会の任期を超えられます6月議会が1日から始まりまして、そこで人事案の方が贈呈をされますが、引き続き岡田委員お世話にさせていただくという形で、議会の方にも出させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。以上が私からの報告でございます。何かご質問や小学校等、感想がありましたらお願いいたします。

[岡田委員]

岩滝小学校の運動会に出席させていただきました。御父兄の方たちもたくさんお見えになって、小学校1年生は初めての運動会で、張り切って走っていたのが印象的でした。

そして、殆どコロナ前と同じ風にはなっただけだと思いますが、プログラムは、コロナ禍以前よりは競技が少なく感じますし、入場のときも前はもっと長く、円形の行進はもう無く、すぐに整列の形になりましたので、今後はもう少し行事プログラムも増やして、保護者との競技も増えれば良い感じがいたしました。

それから、少し肌寒かったので、休憩タイムをプログラムに書かれてましたが、それよりも早い段階で、学校側から上着が欲しい1年生の子どもたちは、教室へ帰って取りに行く様にアナウンスをされました。1年生は初めての運動会でどの様にしたら良いか分からなく、多分、寒かったのでは無いかと思いましたが。プログラム通りさせていただくことが、途中からお見えになる方達にはありがたいと思いますが、臨機応変に、その日の気候や状況に応じて判断して、アナウンスしてくださったことは、嬉しかったし良かったと思っています。

[佐々木委員]

加悦小学校の運動会に参加させていただいたのですが、岩滝小学校と同じく、種目は減っているという印象です。親子競技が1年生と6年生だけあって、2年生から5年生は親子競技は無く、寂しいと思いました。

表現運動のところはもう毎年決まっております、恐らく音源のテープが伸びているためか、全く聞こえませんでした。保護者の方からは、毎回、同じ花笠音頭というのでもいかなものかとの声が聞かれました。教えている先生方はそれが良いのかと思うのですが、その様な話が上がっていました。

[樋口委員]

私は先々週には市場小学校、週末は石川小学校の運動会を拝見させていただきました。各学校に特徴があり、それぞれ保護者の方々も熱心に来られていて良い運動会だったと思うのと、校長先生のお話の中で、「6年生は最後の小学校の運動会ですね」というお話をされていて、「今回は声を出して応援ができる運動会です」と話をされていて、本当に少しずつコロナ前の状況に戻りつつあるのかと思いました。

先ほどお二方がおっしゃられたように、両校ともプログラム数は少ないのですが、その中でも子どもたちが頑張っていて、全体で練習したというところも垣間見えたので、それが以前と変わってきたということが感じられました。

それと、興味があって山田小学校にも行かさせていただきましたが、その3校の教職員の皆さんとお話させていただく中で、やはりPTAの存在がありがたかったとの声がありました。前日の夕方から準備をまず計画していたのですが、先々週は金曜日から雨がずっと降り続いたもので、当日の朝早くから準備にPTAの方、役員の方々に来ていただいて、本当にありがたかったと言われてました。石川小学校も前日の夕方、金曜日の夕方など出にくい時間だとは思いますが、皆さん積極的に手伝っていただいたことに、本当に感謝して話をされてました。また、PTAの親御さんの話を聞くと、それが当たり前だよという様な話でしたので、これも良い姿だなと思いがたく思っています。

[酒井委員]

加悦小学校の開会式を最初から見させていただく時間が無く、途中から出させていただきました。人が多かったような印象が大きくて保護者さんだけでなく、地域の方もたくさん来られていたということが一番印象的でした。

印象としては、コロナ禍に引きずられて種目数が少なく、コロナ前がどうだったかはっきり覚えていないのですが、終わる時間が何時頃だったのかと思っていまして、今回、昼過ぎぐらいで終わっていましたが、コロナ関係無しに少子化もあって、年々時間が短くなるのは仕方が無いと思ったりしながら拝見させていただきました。

[長島教育長]

高岡総括、以前は昼食を食べてやっていたよね。

[高岡総括指導主事]

昼食を食べて終わるのは大体2時以降でした。今回は、親子競技を割愛しているところがあったかと思えます。学校により事情はあるかと思えますが、一緒に保護者と昼食を食べた学校、お昼で終わった学校、学校の判断によるのかと思えます。

テープが伸びていた件については、音源が中々ありません。加悦小学校は想像ではあるのですが、低中高学年に曲が分かれていて、1年生2年生の縦の関係で教える部分の流れによるのかと思っています。また聞いておきます。

[長島教育長]

他に、質問等はございますか。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第6号「専決専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[長島教育長]

それでは、議案第6号「専決専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第6号「専決専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第7号「専決専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長・中上教育次長が説明いたします。

(小谷社会教育課長、中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[岡田委員]

この金額についてではないのですが、城山テニスコートの工事でおおよそ3月15日と言いますと1年近く利用できないように感じたのですが、利用はできるのですか。

[小谷社会教育課長]

工期はこの契約が通りますと、資材の調達の都合等から日程を広く取ってしまして、実際に工事に入る期間は2ヶ月程度と聞いています。

その期間は終日使えなりますので、そこは我慢していただくこととなります。

[岡田委員]

工期が長かったものですから、その間利用ができないのかと思ってお聞きしました。分かりました。

[長島教育長]

それでは、議案第7号「専決専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第7号「専決専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第8号「与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[長島教育長]

それでは、議案第8号「与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第8号「与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第9号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 加藤社会教育課長補佐が説明いたします。

(加藤社会教育課長補佐から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[長島教育長]

それでは、議案第9号「与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第9号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。

報告第4号「与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について」、中上教育

次長が報告いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[長島教育長]

続きまして、報告第5号「与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

野田川も加悦も、スポーツクラブが盛んにやっておられるというのは、昔から分かっているのですが、私が聞きたいのは、以前から岩滝地域の方がどちらかの地域に入ることが可能だったのかということ。

現状、岩滝の方が入部を希望された時に受け入れられる状況にあるのか。今回、1つの町単位となり与謝野町となると、今度は入りやすくなると思われるのですが、岩滝地域への広報や、発展的に人の増加を考えておられるか、分かっている部分がありましたら教えてください。

[小谷社会教育課長]

野田川と加悦のそれぞれで違うクラブがありまして、岩滝の方が入ってはいけないことではありませんでしたので、数人は入っておられた様です。合併をしまして岩滝の方も既に入っている様に聞いていますので、これからは他の地域、加悦も野田川も含めて岩滝の方も増やしていく様な活動をしたいと聞いています。

[樋口委員]

せっかく1つになって、発展的に統合されるのであれば、どんどん新しくメンバーが増えて活発なクラブであればいいと思います。

[長島教育長]

次に、日程第6、「その他」に入らせていただきます。

はじめに、令和4年度問題事象・不登校の状況について、高岡総括指導主事の方が報告をいたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[樋口委員]

先ほど総括がおっしゃった様に、長期休業明けには不登校が多いというイメージがありました。今こうやって数値を見るとそうでは無いと、何でも長期休業明けやコロナの影響を理由とするのもよくないため、総合的な面から対応していかなければならないと思います。

これは肌感覚で申し上げますと、中学校不登校の生徒の話聞いて私も地元の話を聞くと野田川地域の話ですが、いくつかの小学校が多いと聞きまして、特定の小学校卒業者に不登校が多いと感じるのです。その何か理由があるのかと思っていまして、出身校ですとか、数字としてはすぐ出ると思うのですが、そういった面も1つアプローチする必要があるのかと思っています。それが今後、野田川地域の統合という小学校の統合という問題が町にはありますので、それにより解消されることなのかもしれません。現状そうした状況があるのであれば、対応のヒントの1つとして、考えてみる必要があるのかと思います。専門の方や、その地域の状況や小学校の特色等を判断いただいて考えてみることも必要なのかなと思っています。

[高岡総括指導主事]

前半の話で言いますと、これは正しいかどうか分かりませんが。コロナのこの3年間で子どもが学校を休みやすくなる。休むことへのハードルが少し低くなる。そういうのはあるという気はします。これはコロナだけでは無いのですけども、不登校に対する保護者の考え方。学校だけが学習の場や生活の場では無い。今までもいろんな保護者に話をする時に、もう無理やり学校へというよりは、フリースクールの様な所が一番に出る話もあるからこそ学校に行かない。かつての押し出すことが、行くことが一番という考え方少し変わってきました。

それから2つ目で言いますと、小学校での状況が、中学校に課題として絶対繋がってると思います。中学校で不登校になる地域の子どもたちも、何らかの形で小学校の時に、4～6年生のときは欠席は無かったけれども、2年生・3年生の時に10日間、いろんな理由で出席を渋っていることがある。ということがありますから、やはり、その小学校でも、いわゆる状況がどうだったのか、休んだのは学級の中の問題なのか、友達同士なのか、学習なのか、家なのか、担任なのか、みたいところは、実はそこでじっくりと分析をして、それも含めて中学校に送らないといけません。この小学校出身の子が多いから、この小学校のお取り組みが悪いというのは、経験から結論を出せないです。どの様な対応が行われてきたのか、なぜこの小学校が多いのか、何らかの共通項があるのかについては、今、探らなければいけません。

ただ考えられるのは不登校ではなくて、小学校での問題事象への関わり方、方針、対応方法。小学校の中で本当にこのことはいけないのだという。子どもが理解・納得して、子どもが腑に落ちるまでできてなかったら、これ位で終わっていたことが、中学校でまた違う形になっていたりします。例えば、いじめは端的なもので、その小学校での考えて申し訳ないですけども、指導、課題の不足していた部分のためか、中学校になっても再度、出てきたみたいなことがありますから、小学校と中学校は繋がっているのかと思われ。しかしながら端的に小学校の指導はいけないということではなくて、そこはしっかりと分析、考えられる部分があります。

[長島教育長]

適正規模適正配置の1つの要素としてもご指摘されたかと思います。また、そこについても、皆さんの声を出していただけたらと思います。

[酒井委員]

不登校については、原因について分析をお聞きしましたが、複数の原因が複雑に絡んで1つの原因では無く起きているのかと思いますので、そのあたりは慎重に分析していただきたいと思います。お伺いしたいのは、年々トライアングルに通われる子どもさんが増えているという話でした。環境的には間に合っていると云いますか、場所や指導員の配置状況等の環境が、十分間に合っていない状態なのかをお伺いしたいです。

[高岡総括指導主事]

今ある環境の中で、最大限の効果を上げていただいているのが現状です。スペース的にも加悦図書館の2階の1室しかないので、それをパーテーションで仕切っています。体を動かしたり、そういったプレイルームが本当は必要だと思っていますが、その時は学童保育をしていました1階のフロアを借りて、ドッジボールやかくれんぼをするなどしています。

本当は、岩滝・野田川・加悦で言いますと、野田川ぐらいのところに一番良いのです。給食センター辺りにあれば良いのですが、基本的には送って来てもらっています。

京都府の方にもお願いしていますが、3年前までは、府の事業で、臨床心理士と社会福祉士さんを年間と言いますと、月1位で派遣してもらっていました。そして、その専門の先生方にアセスメント・分析をし、その子への方策をいただきます。その事業を3年で終わりましたので、もう1回これがいただければ良いということで専門的な部分を今は小学校に入ってもらって、SC・SSWさんらと上手に繋げることをしながら進めています。こういったことを進める時に事例をたくさん持っておられる方、あるいは専門的な方、時には医師であったり、今、委員会でお願しているクラウドファンディングの医師の力はすごく大きいです。施設面は可能であれば部屋がたくさんあれば良いのですけれども、そこは難しいところです。

[酒井委員]

丁度、公共施設のマネジメントの話もありますので、より良い環境ができるのであれば良いのかなと思います。

[長島教育長]

一度、委員の皆様方にも、通級指導教室を拝見していただく機会を設けさせていただきたいと思いました。

[高岡総括指導主事]

帰る時に2階から下の畑を見ていただきたいのですけれども、労働もしくはそれに近い活動です。教育委員会の方にヒアリングをしていただいて、それをもとに調理作業をしたり、大きな活動になっています。

[長島教育長]

様々なご意見があるかと思いますが、1時間過ぎましたので、5分程度休みを取らせていただき最後の時間、可能な限り適正規模適正配置についての意見交換の場という形にできたらと思います。

(「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について」協議)

[長島教育長]

他に事務局からありましたら、お願いいたします。

[中上教育次長]

(次回教育委員会議の日程調整)

[中上教育次長]

今回の教育委員会議については、6月26日(月)の午前9時半からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時45分 終了

教育長

委員

委員

書記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和5年5月30日（火）

午前9時30分～

場 所：加悦保健センター2階農事相談室

日程第1 会議録署名委員の指名
岡田委員 樋口委員

日程第2 確認事項
会議録の確認

日程第3 教育長の報告

日程第4 審議事項

- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
 - 1 令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
 - 1 城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事請負契約の締結について
 - 2 令和5年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について
- 議案第9号 与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

日程第5 報告事項

- 報告第4号 与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- 報告第5号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について

日程第6 その他

- ◇令和4年度問題事象・不登校の状況について
- ◇学校等の適正規模適正配置に関する基本方針について
- ◇今後の予定について

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 6 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育
委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項
について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 3 0 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 4 年 6 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委
員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対す
る事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求める
ものである。

専決第6号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和5年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議会に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、与謝野町長から意見を求められた令和5年6月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 令和4年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）

上記について、意義ありません。

議案第57号

城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事請負契約の締結について

城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事請負契約を、次のとおり締結するものとする。

令和5年6月1日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事 |
| 2 | 契約の場所 | 京都府与謝郡与謝野町字岩滝地内 |
| 3 | 契約の金額 | 金62,915,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 京都府与謝郡与謝野町字三河内22番地8
株式会社山田電気商会
代表取締役 山田 孝生 |

提案理由

城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事に係る請負契約を締結するに当たり、その予定価格が5,000万円以上となるため、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年与謝野町条例第53号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

工 事 概 要

1. 工 事 名 城山公園テニスコート屋外照明設備改修工事

2. 工事場所 与謝野町字岩滝地内

3. 工事内容

【屋外照明設備改修工事】 ※既設設備の撤去含む

- ・照明灯更新（LED投光器・ポール・アーム共：15基（30灯））
- ・誘虫器取付（4台）
- ・パトライト更新（4台）
- ・照明制御盤更新、分電盤更新（各1台）
- ・電線、ケーブル更新（地中配線は、既存埋設配管を利用）

【土木・基礎工事】 ※既存基礎撤去含む

- ・照明灯基礎更新（15箇所）
- ・照明制御盤、分電盤基礎更新（1箇所、2台共通）

【その他改修工事に伴う復旧工事】

- ・工事に伴い、人工芝やフェンスの一部を撤去する必要があるため、復旧工事を行う

4. 契約事項

- (1) 工事請負額 62,915,600円
 請負工事価格 57,196,000円
 消費税相当額 5,719,600円
- (2) 契約の方法 条件付一般競争入札
- (3) 工 期 令和6年3月15日
- (4) 契約保証金 6,291,560円（契約金額の10%以上）
- (5) 前 金 払 契約金額の4割以内の額

5. 工事費の財源内訳

(単位：円)

項 目	区 分	金 額	摘 要
財源内訳	起 債	46,900,000	過疎対策事業債
	そ の 他	16,000,000	スポーツ振興くじ助成金
	一 般 財 源	15,600	
合 計		62,915,600	

6. 入札参加業者

株式会社橋本電気商会	山崎電気株式会社
株式会社山添電気	株式会社山田電気商会
以上4者	



議案第 8 号

与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
について

与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を別紙のよう
に定める。

令和 5 年 5 月 3 0 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町個人情報保護法施行条例及び与謝野町個人情報保護法施行細則の制定に伴い、与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止するものである。

与謝野町教育委員会規則第4号

与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

与謝野町教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第9号

与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

次の者を与謝野町立三河内郷土資料室運営委員に委嘱したいので、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第3条により、教育委員会の承認を求める。

令和5年5月30日

与謝野町教育委員会

教育長 長島 雅彦

住 所	氏 名
三河内	太 田 互
三河内	高 田 壽 博
三河内	藤 井 透

(委員会の設置)

本委員会の設置は、与謝野町立三河内郷土資料室条例第4条第3項「教育委員会は、資料室の運営方針を策定するために、運営委員会を置くことができる。」により設置する。

(委員の任期)

委員の任期は、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第5条「運営委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」により、委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日まで。

与謝野町教育委員会告示第12号

与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月1日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和3年与謝野町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、及び押印し」を削る。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

与謝野町特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和3年与謝野町教育委員会告示第5号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就学奨励費を受給する意思のない保護者等は、調書の辞退欄に署名し、<u>及び押印し</u>、校長を経由して教育長に提出するものとする。</p>	<p>(申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就学奨励費を受給する意思のない保護者等は、調書の辞退欄に署名し<u> </u>、校長を経由して教育長に提出するものとする。</p>

与謝野町教育委員会告示第11号

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月1日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱（平成25年与謝野町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表総合型地域スポーツクラブ補助金の項中「300千円」を「600千円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

○与謝野町社会教育関係補助金交付要綱

平成25年4月23日

教育委員会告示第4号

改正 平成29年6月29日教委告示第12号

令和2年9月30日教委告示第18号

令和5年5月1日教委告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第38号)に定めるもののほか、社会教育団体及び社会教育関係が開催する各種大会及び事業並びに組織を運営している実行委員会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 与謝野町社会教育関係補助金(以下「補助金」という。)の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、与謝野町社会教育関係補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に事業計画書、収支予算書及びその他参考となる資料を添付して教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町社会教育関係補助金実績報告書(様式第2号)により次に定める書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他教育長が必要と認める資料

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町社会教育関係補助金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第7条 申請者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町社会教育関係補助金概算払請求書(様式第4号)又は与謝野町社会教育関係補助金精算払請求書(様式第5号)を教育長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 教育長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町社会教育関係補助金返還請求書（様式第6号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月29日教委告示第12号）

この告示は、平成29年6月29日から施行する。

附 則（令和2年9月30日教委告示第18号）

この告示は、令和2年9月30日から施行し、改正後の与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の規定は、令和2年4月17日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等
与謝野町スポーツ協会補助金	与謝野町スポーツ協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	スポーツ協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)
ジュニアスポーツ育成連絡協議会補助金	ジュニアスポーツ育成のため運営活動費の負担軽減を図るため	ジュニアスポーツの育成に要する経費及び講習会開催に係る経費	事務的経費及びクラブ運営経費5,000円×加盟団体数+10,000円×競技別複数団体 (ただし、予算の範囲内)
大江山登山マ	町おこし及び住民の健	大会運営に要する	事業実施に係る運営経費一定

ラソン実行委員会	健康増進を目的とし、よさの大江山登山マラソン大会を開催するため	経費	額を交付 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町駅伝競走大会補助金	町民のスポーツ振興を目的とし、駅伝競走大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)
総合型地域スポーツクラブ補助金	町民の健康増進を目的に、生涯スポーツ社会の実現に向けて、クラブ運営経費の負担軽減を図るため	各スポーツクラブの運営活動に要する経費	1クラブ上限600千円 (ただし、予算の範囲内)
イングリッシュキャンプ実行委員会補助金	子どもたちが英語に親しむ機会を提供することを目的とし、イングリッシュキャンプ事業を実施するため	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町青少年育成会補助金	与謝野町の青少年健全育成を図るため	青少年育成会の運営活動に要する経費	会の運営経費 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町婦人会補助金	与謝野町婦人会の運営活動費の負担軽減を図るため	婦人会の運営活動に要する経費	会の運営経費 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町文化協会補助金	与謝野町文化協会の運営活動費の負担軽減を図るため	文化協会の運営活動に要する経費	会の運営経費 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町連合PTA協議会補助金	与謝野町連合PTA協議会の運営活動費の負担軽減を図るため	連合PTA協議会の運営活動に要する経費	会の運営経費 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町俳句大会実行委員会補助金	町の特徴ある文化の一つである俳句文化の振興を目的とし、与謝野町	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)

	俳句大会を開催するため		
その他補助金	社会教育の振興に寄与し教育長が特に認めた事業	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

団体名
代表者名 印

与謝野町社会教育関係補助金交付申請書

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第3条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

与謝野町長教育委員会
教育長 様

団体名
代表者名

印

与謝野町社会教育関係補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定を受けた
次の事業が完了しましたので、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第5条に
基づき下記のとおり報告します。

記

添付資料

- 1 事業成果書又は事業完了報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他参考となる資料

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

与謝野町教育委員会
教育長



与謝野町社会教育関係補助金確定通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した補助金について、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

確定金額 金 円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

団体名
代表者

印

与謝野町社会教育関係補助金概算払請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった
補助金について、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第7条に基づき、下記
金額の概算払を請求します。

記

請求額 _____ 円

区 分	総 額
交付決定額	円
概算払請求額	円
残 額	円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

団体名
代表者

印

与謝野町社会教育関係補助金精算払請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった
補助金について、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第7条に基づき下記金
額の精算払を請求します。

記

請求額 _____ 円

区 分	総 額
交付決定額	円
交付確定額	円
概算払受領済額	円
精算払請求額	円

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

与謝野町教育委員会
教育長

印

与謝野町社会教育関係補助金返還請求書

年 月 日付け、第 号で補助金の額の確定の結果、既交付済補助金額を上回る額について、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱第8条に基づき下記金額の返還を請求します。

記

請求額 _____ 円

区 分	総 額
交付決定額	円
交付確定額	円
交付済額	円
返還請求額	円

※ 返還期限 年 月 日

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)